

令和3年8月
横浜地方気象台

津波フラッグの活用の留意点

～使用する自治体や関係機関・団体の皆様に知って頂きたいこと～

「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン(令和2年6月気象庁)より

南海トラフ地震防災官 近藤さや



津波フラッグの法令上の位置づけ

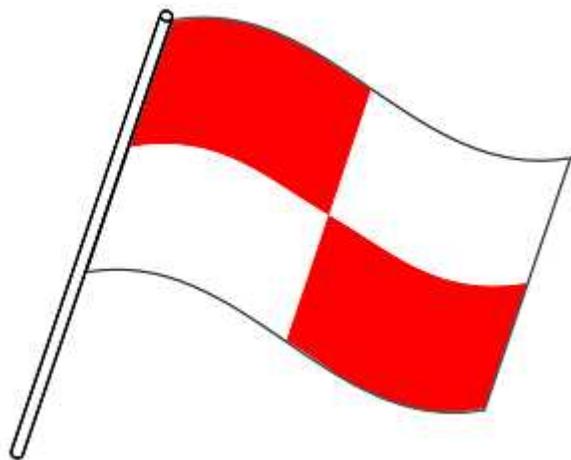
気象庁では、令和2年6月に「気象業務法施行規則」及び「予報警報標識規則」を改正し、津波警報等の視覚による伝達に「赤と白の格子模様の旗」を用いる旨を規定した。この「赤と白の格子模様の旗」を「津波フラッグ」と呼び、全国的な普及を図っています。

- 津波フラッグによる伝達は義務ではないが、旗により津波警報等を伝達する場合は津波フラッグを用いる必要があります。
- 電光掲示板（文字）による伝達などによる津波警報等の伝達は引き続き実施可能。
- 音声・音響による津波警報等の伝達の補助として用いられる「回転灯」は引き続き使用が可能。（この場合主な伝達手段は音声・音響であるため）



津波フラッグの仕様等

津波フラッグ



仕様

- 四角形
- 長方形を4分割した赤と白の格子模様
- 縦横の長さや比率に決まりはない。
海水浴場等の広さ等を踏まえて判断するが、
遠くからの視認性を考慮して、
短辺100cm以上が推奨される。

伝達を行う方

- ライフセーバーや監視員等、津波フラッグを掲出する場所の近くにいる方々。
津波警報等が発表された際に適切に津波フラッグを掲出できるよう、
あらかじめ決めておく。

伝達の対象者

- 海水浴場等の利用者を対象とする。



伝達の方法とタイミング

伝達場所

- 海水浴場等。多くの者が視認でき、伝達者の安全を確保するためにも、監視塔や建物の上など高さがある場所から実施することが望ましい。
海岸から見える建物（津波避難タワー・ビル等）に旗をぶら下げることが有効。

伝達方法

- 津波警報等を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により入手した際に直ちに掲出する。
- 津波注意報、津波警報及び大津波警報はすべて同じ旗で伝達する。
- 津波警報等の切り替え及び解除の際は、旗による伝達は行わない。

→ 海水浴場等で強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表される前に津波フラッグにより避難を呼びかけても良い。

→ 冬季や夜間など、海水浴場等が利用されない時季や旗の視認が困難な時間帯など、ライフセーバー等が海水浴場等に配置されていない場合は、津波フラッグの掲出を行う必要はない。

津波フラッグを使用する自治体・関係機関等は、海岸で強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波警報等の発表を待たずに直ちに避難することを周知徹底しましょう！



利用上の重要事項

津波フラッグは津波警報等の伝達に有効ですが、津波フラッグの利用時に津波フラッグを振り続けた結果、伝達者の避難が遅れることはあってはなりません

伝達する方や海水浴場等利用者へ周知が必要な事項

●海水浴場等で強い揺れを感じた場合

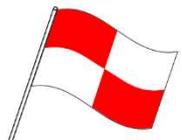
津波が時間的猶予なく海岸に來襲する場合があるため、海水浴場等で強い揺れを感じた場合は、「津波避難タワー等からのぶら下げ」など伝達を行う方の安全が確保されている場合を除き、津波フラッグの掲出は行いません。

●大津波警報・津波警報発表の場合

気象庁が発表する津波到達予想時刻を基に掲出作業の終了を判断し、ライフセーバーや監視員等が避難場所まで安全に移動できる時間を確保しましょう。

●津波注意報発表の場合

津波注意報の発表で、津波が陸上に浸水するおそれの無い場合に人が津波フラッグを振る場合は、最新の情報を入手できる手段を確保し、津波警報へ切り替えられた場合は伝達者は直ちに避難しましょう。



津波フラッグによる伝達の訓練と普及啓発

津波フラッグによる伝達の実効性を高めるためには、
平常時の訓練や普及啓発が重要です

●伝達訓練の実施

伝達の実施者は、津波警報等が発表された際に適切に津波フラッグを掲出できるよう、定期的に訓練を行いましょう。訓練は自治体等の防災訓練・避難訓練とあわせて実施することが効果的です。実施にあたっては、実際の伝達と誤解されないよう、事前の周知等に留意しましょう。

●津波フラッグの普及啓発

海水浴場等の利用者が津波フラッグを認識し直ちに避難することができるよう、気象庁をはじめ津波フラッグを使用する自治体や関係機関等も、津波フラッグの普及啓発に努めましょう。また、津波フラッグの掲出場所についてもあわせて周知することが重要です。

参考資料(気象庁ホームページ)

「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン(令和2年6月 気象庁)

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami_bosai/img/guideline_tsunami_flag.pdf

津波フラッグ

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html